## ご報告とお詫び

令和6年11月3日開催の福岡県ボディビル・フィットネス連盟(以降本連盟)理事会に於いて、本連盟元会長(以降元会長)による多数のセクシャルハラスメント・多数のパワーハラスメントの事実が確認されました。

本件は本連盟の規約に著しく違反している為、審議の結果 上記理事会及び令和6年12月 1日開催の本連盟臨時総会で元会長の除名が決定されました。

被害に遭われた方々及びこの問題に関わり不快な思いをされた全ての関係者に対し、心からお詫び申し上げます。今後は二度とこのような不祥事が起こらないよう徹底して再発防止に努めてまいります。

今後共、福岡県ボディビル・フィットネス連盟を何卒よろしくお願い申し上げます。

## 除名内容

元会長が自身のクラブ内で行った多数のセクシャルハラスメントは、健康管理や大会出場の為に入会された会員の心と体を深く傷つけ、また職権を乱用し本連盟を私物化し、多数の理事に対するパワーハラスメントでは言われのない事実で個人の名誉を傷つけ、一部理事においては辞任にまで追い込み、両ハラスメントの被害者の精神的苦痛は計り知れない。本連盟の名誉も傷つき、今後の活動にも多大な影響を及ぼしている。

- ①本連盟の目的、「福岡県におけるボディビル・フィットネス界を代表する団体としてボディビル・フィットネスの普及発展を図り、福岡県民の心身の健全な発展に寄与する」ことに著しく違反。
- このことは規約第 9 条 (2)「本連盟の名誉を傷つけ、又は本連盟の目的・事業に反する行為をしたとき。」に該当。
- ②本連盟は、日本ボディビル・フィットネス連盟に属する県連盟であるため、日本ボディビル・フィットネス連盟の「倫理規定」に著しく違反。
- このことは同条(1)「本連盟の規約に違反したとき」に該当
- ③上記の理由で同条(3)「除名すべき正当な事由があるとき」に該当。

以上

福岡県ボディビル・フィットネス連盟 セクハラ相談窓口